



### 1. ①時価発行、②有利発行、③不利発行

株式の発行がなされる際には、①時価発行、②有利発行、③不利発行の3種が考えられる。しかし、税法の文献に当たってみると、①と②に分類して議論しているものばかりで、①、②、③に分類して議論しているものを筆者は見たことがない。理論上は①、②、③のケースが考えられるのにもかかわらず、③についてコメントした文献がないことに疑問を感じ、研究を開始した。

### 2. 「1.③」について文献がない理由

(1) 1.③について文献がない理由は、法人税法施行令（以下「施行令」という）119条1項の定め方ではないかと考えられる。

(2) すなわち、「有価証券の取得価額」について定めた同項4号によれば、「有価証券と引換えに払込みをした金銭の額及び給付をした金銭以外の資産の価額の合計額が払い込むべき金銭の額又は給付すべき金銭以外の資産の価額を定める時におけるその有価証券の取得のために通常要する価額に比して有利な金額である場合における当該払込み又は当該給付（以下この号において「払込み等」という。）により取得をした有価証券（新たな払込み等をせずに取得をした有価証券を含むものとし、法人の株主等が当該株主等として金銭その他の資産の払込み等又は株式等無償交付により取得をした当該法人の株式又は新株予約権（当該法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合における当該株式又は新株予約権に限る。）、第20号に掲げる有価証券に該当するもの及び適格現物出資により取得をしたものを除く。）の取得価額は、「その取得の時におけるその有価証券の取得のため

に通常要する価額」である。

上記1.の②は、これに該当する。

(3) また、同じく「有価証券の取得価額」について定めた同項2号によれば、「金銭の払込み又は金銭以外の資産の給付により取得をした有価証券（第4号又は第20号に掲げる有価証券に該当するもの及び適格現物出資により取得をしたものを除く。）の取得価額は、「その払込みをした金銭の額及び給付をした金銭以外の資産の価額の合計額（新株予約権の行使により取得をした有価証券にあつては当該新株予約権の当該行使の直前の帳簿価額を含み、その払込み又は給付による取得のために要した費用がある場合にはその費用の額を加算した金額とする。）」である。

上記1.の①は、これに該当する。なお、施行令119条1項2号は「（第4号…に掲げる有価証券に該当するもの…を除く。）」と定め、上記1.②について同号が適用されないことが明示されている。

### 3. 「1.③不利発行」についての解釈

以上のように、上記1.のうち、①には施行令119条1項2号が適用され、②には同項4号が適用されると考えられる。しかし、③不利発行については、施行令119条1項に直接規定した条項がない。

そこで、「1.の③不利発行」についてどのように解釈すべきかを検討する。結論としては、「1.の①」と同じ扱い（施行令119条1項2号が適用される）をするべきであると解する。

というのは、施行令119条1項2号は「原則」について定め、同項4号は「払込み等をする者に有利なもの」について「特則」を定めており、施行令119条1項にはそれ以外の定めはない。したがって、「払込み等

